第1編総則

第1編総則

第1章 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、京都府の地域に係る防災に関し総合化を図るため、次の事業を定め、この万全を期することを目的とする。

- 1 京都府の区域を管轄する指定地方行政機関、府、市町村、指定公共機関その他防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び京都府の概況と災害の記録
- 2 気象等観測、予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急 対策計画
- 4 公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 市町村地域防災計画で定める事項
- 6 その他必要な事項

第2章 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って 災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備 整備(ハード)と情報・教育・訓練(ソフト)の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策 を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、 府民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を 取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、府民自身及び自主防災組織等府民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 1 府県だけでは対応することが困難な災害については、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。

第3章 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年所管事項について京都府防災会議が指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)までに計画修正案を京都府防災会議に提出するものとする。

第4章 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災 対 法 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)

2 救 助 法 災害救助法 (昭和22年法律第118号)

3 府 京都府

4 府防災計画 京都府地域防災計画

5 市町村防災計画 市町村地域防災計画

6 本 部 条 例 京都府災害対策本部条例(昭和37年条例第24号)

7 本 部 京都府災害対策本部

8 支 部 京都府災害対策本部の支部

第5章 計画の周知徹底

この計画は、京都府防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、市町村等において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともにその機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

第6章 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7章 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村地域防災計画の作成又は修正にあたっては、この計画を参考として作成又は修正するものとし、特にこの計画において計画事項を示すものについては、各市町村でその細部を計画するものとする。

第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施

- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な 防災活動の促進
- (7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災府営施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害時における公安の維持
- (16) 災害対策要員の動員
- (17) 災害時における交通、輸送の確保
- (18) 被災施設の復旧
- (19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- (20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 市 町 村

- (1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な 防災活動の促進
- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要 な措置
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災市町村施設の応急対策
- (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置

第3 指定地方行政機関

- 1 近畿管区警察局
- (1) 管区内警察の指導調整に関すること
- (2) 他管区警察局との連携に関すること
- (3) 関係機関との協力に関すること
- (4) 情報の収集及び連絡に関すること
- (5) 警察通信の運用に関すること
- 2 近畿財務局
- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- 3 近畿厚生局
- (1) 救護等に係る情報の収集及び提供
- 4 近畿農政局
- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整
- 5 近畿中国森林管理局
- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給
- 6 近畿経済産業局
- (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援
- (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達
- 7 中部近畿産業保安監督部 近畿支部
- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保
- 8 近畿運輸局
- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

- 9 近畿地方整備局
- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の技術指導
- (8) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- (9) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (10) 災害時の海上の流出油に対する防除措置
- (11) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- 10 大阪航空局大阪空港事務所
- (1) 空港(航空通信、無線施設を含む。)及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助
- 11 国土地理院近畿地方測量部
 - (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供に関すること
 - (2) 地殼変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること
- 12 大阪管区気象台(京都地方気象台)
- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- 13 第八管区海上保安本部
- (1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保
- (2) 航路標識等の保全
- (3) 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- 14 近畿総合通信局
 - (1) 電波及び有線電気通信の監理
 - (2) 非常時における重要通信の確保
 - (3) 非常通信協議会の育成指導
 - (4) 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
 - (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
 - (6) 災害対策用移動通信機器等の貸し出し
 - (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- 15 京都労働局
 - (1) 産業災害予防対策
 - (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の 実施
 - (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

- 16 近畿地方環境事務所
- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
- (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
- 17 近畿中部防衛局
 - (1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
 - (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること
- 第4 自衛隊(陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部)
 - (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

- 1 西日本電信電話株式会社(京都支店)
- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、府民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報 道機関等との連携
- 2 KDDI株式会社
- (1) \sim (5) (同 上)
- 3 株式会社NTTドコモ関西支社
- (1)~(5) (同 上)
- 4 ソフトバンク株式会社
- (1)~(5) (同 上)
- 5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- $(1)\sim(5)$ (同 上)
- 6 楽天モバイル株式会社
- (1)~(5) (同 上)
- 7 日本赤十字社(京都府支部)
- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- (2) 災害時における被災者の救護保護
- (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 8 西日本旅客鉄道株式会社(京滋支社、福知山管理部、阪奈支社、金沢支社)
- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) J R 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 9 東海旅客鉄道株式会社(関西支社)
- (1) \sim (3) (同 上)
- 10 日本貨物鉄道株式会社
- (1)~(3) (同 上)
- 11 日本放送協会(京都放送局)
- (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底

- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 12 関西電力株式会社
- (1) ダム施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 13 関西電力送配電株式会社
- (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 14 日本銀行(京都支店)
- (1) 通貨の円滑な供給の確保
- (2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- 15 西日本高速道路株式会社
- (1) 高速道路の保全
- (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 16 日本通運株式会社(京都支店)
- (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 17 福山通運株式会社
 - (1) (同 上)
- 18 佐川急便株式会社
- (1) (同上)
- 19 ヤマト運輸株式会社
- (1) (同 上)
- 20 西濃運輸株式会社
 - (1) (同 上)
- 21 水資源機構(関西·吉野川支社)
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
- 22 大阪ガスネットワーク株式会社(京滋事業部)
- (1) ガス施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 23 日本郵便株式会社(京都中央郵便局)
- (1) 災害時における郵便物の送達の確保
- (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (5) 郵便局の窓口業務の維持
- 24 岩谷産業株式会社
- (1) 災害時における被災地域のオートガススタンドや充填所等へのLPガスの緊急搬送
- 25 アストモスエネルギー株式会社
- (1) (同上)
- 26 株式会社ジャパンガスエナジー
- (1) (同上)
- 27 ENEOSグローブ株式会社

- (1) (同上)
- 28 ジクシス株式会社
- (1) (同上)
- 29 出光興産株式会社
- (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 30 太陽石油株式会社
- (1) (同上)
- 31 コスモ石油株式会社
- (1) (同上)
- 32 JXTGエネルギー株式会社
- (1) (同 上)
- 33 イオン株式会社
- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- 34 ユニー株式会社
- (1) (同 上)
- 35 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供
- 36 株式会社ローソン
- (1) (同上)
- 37 株式会社ファミリーマート
- (1) (同上)
- 38 一般社団法人全国建設業協会
- (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供
- 39 一般社団法人日本建設業連合会
- (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
- (2) 応急復旧工事の実施
- (3) 資機材等の調達・運搬
- (4) その他の役務・情報提供
- 40 一般社団法人全国中小建設業協会
- (1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

第6 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
- (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 一般社団法人京都府医師会
- (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLERTRAINS株式会社(京都丹後鉄道)
- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物質及び避難者の輪送
- (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力

- 4 株式会社エフエム京都
- (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 5 関西鉄道協会
- (1) 協会所属各社との連絡調整
- 6 近畿日本鉄道株式会社
- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 7 京阪電気鉄道株式会社
- $(1) \sim (3)$ (同 上)
- 8 阪急電鉄株式会社
- (1)~(3) (同 上)
- 9 京福電気鉄道株式会社
- $(1) \sim (3)$ (同 上)
- 10 叡山電鉄株式会社
- $(1) \sim (3)$ (同 上)
- 11 嵯峨野観光鉄道株式会社
- $(1) \sim (3)$ (同 上)
- 12 一般社団法人京都府バス協会
- (1) 協会所属各社との連絡調整
- 13 一般社団法人京都府トラック協会
- (1) 協会所属各社との連絡調整
- 14 一般社団法人京都府LPガス協会
 - (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- 15 京都府道路公社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 16 公益社団法人京都府看護協会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
 - (2) 避難所における避難者の健康対策
- 17 一般社団法人京都府薬剤師会
 - (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - (2) 調剤業務及び医薬品の管理
- 18 一般社団法人京都府歯科医師会
 - (1) 避難所における避難者の健康対策
 - (2) 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力
- 第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 土地改良区

- (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
- (3) たん水の防排除施設の整備と運用
- 2 ガス会社
- (1) ガス施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 3 鉄道・軌道機関
- (1) 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧
- 4 地下街管理者
- (1) 地下街管理施設の防災管理
- (2) 災害時の応急対策活動
- (3) 地下街利用者の避難経路
- 5 自動車運送機関
- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- 6 報道機関
- (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 7 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん
- (3) 生産資材等の確保又はあっせん
- 8 病院等経営者
- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
- 9 金融機関
- (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
- 10 学校法人
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
 - (2) 災害時における応急教育対策
 - (3) 被災施設の復旧
- 11 液化石油ガス取扱機関
 - (1) 液化石油ガスの防災管理
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給
- 12 京都府石油商業組合組合員給油所
 - (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油
 - (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第9章 京都府の概況と災害の記録

[京都府の気象の特性は「資料編1-7」に、京都府におけるおもな災害一覧表は「資料編1-8」に示す。]

第1節 位置と概況

京都府は、近畿地方の北部(東経136度3分~134度51分、北緯34度42分~35度47分)に位置し、南北140km、東西 25~45kmで北西から東南の方向に長くのび、その面積は4,612km²、人口約260万人である。府の地域の大部分は、高さ1,000m未満の山地からなり、平地の面積は非常に少ない。平地の大部分は京都、亀岡及び福知山の盆地であり、その他は山間部を流れる河川の周辺及び海岸の河口付近に幅のせまい平地があるにすぎない。

河川は、河川法の一級河川が305 (延長1,637km)、同法の二級河川が89 (延長409km)、合計河川数394、延長2,046kmである。 (平成28年3月現在)

これらの河川は、合流して淀川となり大阪湾に注ぐものと、北流して日本海に注ぐものとに大別される。 前者に属する主なものは、桂川、宇治川及び木津川であり、大阪府境の大山崎付近で合流し淀川となっている。 後者の最も大きなものは由良川で、上林川、土師川、牧川等の支流を合して日本海に注いでいる。

これら太平洋斜面と日本海斜面との分水嶺は、京都市北端の滋賀県境にある三国岳(959m)から佐々里峠、深見峠並びに南丹市胡麻及び観音峠を経て兵庫県境にある三国岳(508m)を結んで北東から南西にのびる嶺線である。この分水嶺を境として、京都府は地理的のみならず気象的にも社会経済的にも南部と北部に性格が分かれている。

第2節 地形、地質及び地盤

第1 地 形

府の中央部には丹波高地があって標高500m以上の山地を形成し、南部地域と北部地域とを分ける分水嶺が 東北東から西南西に走っている。

1 山地

南部地域においては、東方、北方、西方に山地が分布する。東方には、比良山地を形成する比叡山等があり、また、音羽山、大峰山、鷲峰山、三ケ岳等が北北西から南南東に向かって分布する。一方北方の代表的な山は、標高900m前後の三国岳や浅敷ケ山であり、さらに西方には標高800m弱の深山や剣尾山等がある。

一方北部地域では大部分が山地であるが、この地域の特に南東方には丹波高地が広がっており、標高900 m前後の長老ケ岳や頭巾山などが代表的なものである。また、由良川下流域の左岸側には、丹後山地が西南西から東北東にのびており、ここでの代表的な山は標高800m強の三国山や、三岳山である。さらに、丹後半島や舞鶴市の南方も山地となっている。

2 丘陵及び段丘

南部地域では、丘陵及び段丘が京都盆地の東方と西方に発達している。すなわち、京都市の東山区から伏見 区にかけて及び向日市から長岡京市には、新生代の新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に形成された大阪層群の 丘陵や洪積層の段丘が広がっている。さらに、京都市北区の南西方向には大阪層群の丘陵があり、また、左京 区大原には段丘がみられ、京都市市街地の北方から中央部にかけても段丘となっている。亀岡盆地でも南方か ら南西方向には、洪積層で形成された丘陵や段丘が分布する。

次に北部地域においては、由良川の中流域から下流域の左右両岸、福知山市夜久野町を流れ同市牧で由良 川と合流する牧川の近辺及び丹後半島の竹野川近辺等に段丘がみられる。

3 低地

(1) 盆地

南部地域には、主として、京都市を中心とする京都盆地及び亀岡市を中心とする亀岡盆地があり、沖積層が広く分布して、水田地帯や市街地が発達している。京都盆地の南方は木津川に沿った沖積平野に続いており、また、南西方向には大山崎町のあい路を経て淀川沿いに大阪平野へと続いている。この盆地には京都市をはじめとして多くの市町がある。また、亀岡盆地は四方を山地に囲まれており、ここを流れる大堰川(桂川)が東方に流下し保津峡を経て京都盆地へ至っている。さらに、京都市東南の山科や、亀岡盆地北東の神吉及び越畑は小さな盆地となっており、ここには沖積層が広がっている。

また、北部地域においては、由良川中流部に福知山盆地がある。これは綾部市から福知山市へ至る東西約15kmの地域を主要部とし、それに、由良川の支流である牧川、土師川、和久川及び犀川などに沿った低い平地を加えたものである。これらの河川沿いに発達した盆地には沖積層が広がり、市街地化したところもある。

(2) 沖積平野

南部地域には、前述した盆地以外には沖積平野はみられないが、北部地域では、いくつかの河川沿いないしは海岸沿いにこれがみられる。すなわち、由良川下流域の福知山市大江町から舞鶴市へ至る左右両岸、野田川の左右岸、竹野川の左右両岸などと、小河川のある海岸沿いの舞鶴市、宮津市、京丹後市久美浜町などに沖積平野が分布する。

(3) 砂丘

府内の日本海岸は、岬や半島が多く、舞鶴市の成生岬から宮津市までの間は海岸線の屈曲が著しい。これに対して、久美浜湾の東部及び京丹後市網野町の東方の海岸には砂丘が発達している。この砂丘は、背後の花崗岩の山地から流下する河川によって運ばれた大量の土砂と、冬季に日本海を渡って吹寄せる北西風及び日本海の波浪とによって形成されたものである。

4 河 川

南部地域の主要な河川は桂川、淀川(宇治川)及び木津川である。京都市の最北部にある大悲山付近にその源を発する桂川は、山地を屈曲して西南西に流れ、殿田で南東方に流向を転じ南丹市八木町室河原付近で園部川を合して亀岡盆地を流下する。その後流向を東方へ転じ、保津の峡谷を通って京都盆地に入り、下鳥羽西方で鴨川を合した後、大山崎町で淀川に合流する。宇治川は、琵琶湖から南流した瀬田川(宇治川)が宇治市付近で北へ転流し、京都市伏見区で西南西へ再度向きを変え、八幡市付近で桂川・木津川と合流する。また、木津川は三重県の上野盆地から流れ出し、相楽郡南山城村から木津川市を経て北北西へ流れ、八幡市付近で淀川に合流する。上流からの流出土砂が多量に堆積し、笠置町から下流の河床はほぼ石英の粗粒から成っているので、河川水は伏流水となるものがかなり多い。この木津川流域は、風化花崗岩地帯であるので、一般には流出土砂が多く、したがって支川は天井川を形成しているものが多い。

北部地域での代表河川は由良川である。この河川は三国岳に源を発し、丹波高地を西流して福知山市に達する。その後、流向を北方に転じ、さらに福知山市大江町付近から北東に向かって日本海に注いでいる。120余という多くの支川を持っていることと、流域が広いということが大きな特徴であり、上下流域とも流路は蛇行している。綾部市付近からようやく低地を流れるので流れはゆるやかになるとともに、福知山市では土師川、牧川等の支川を合して水量は豊かになる。また、舞鶴市では由良川以外に、中小河川が舞鶴湾に注ぎ、さらに宮津湾には野田川などの中小河川が注いでいる。一方丹後半島では、竹野川、川上谷川、宇川、筒川、佐濃谷川等の中小河川がいずれも後背の山地から北流して日本海に注いでいる。

第2 地質

府の地質については、西南日本の内帯に分類され、大別して、丹波地帯、舞鶴地帯、丹後但馬地帯に分けられる。南部地域は丹波地帯に属し、また、北部地域は舞鶴地帯及び丹後但馬地帯に属している。

1 古生界

南部地域の西方から北方にかけて古生層が広く分布して山地を形成し、また、東方の宇治川付近にも分布

している。その組成は、主として、砂岩、頁岩、チャートで構成されており、輝緑凝灰岩や石灰岩なども含んでいる。

一方北部地域においては、古生層が南東方から南方の山地を形成しており、南部地域の場合と同じく砂岩、 頁岩、チャートから成っている。また、舞鶴市東方から西南西方向に向かって福知山市夜久野町までは、同 じく古生層である舞鶴層群が分布する。この地層は、主として、頁岩、粘板岩、礫岩、砂岩から成るもので ある。

2 中生界

(1) 夜久野複合岩類

古生代二畳紀から中生代三畳紀にかけてへい入した夜久野複合岩類は、舞鶴市の東方、福知山市夜久野 町南方に分布するものであり、超塩基性岩、輝緑岩、泥岩、変成岩などから成っている。

(2) 夜久野層群

分布地域は福知山市夜久野町中部から同市大江町に至っており、主として、頁岩、砂岩、礫岩などで構成されているものである。

(3) 花崗岩類

南部地域での花崗岩類の分布域は、比叡山の南方や木津川流域付近であり、また、北部地域においては、福知山市夜久野町北部、丹後半島に分布している。この花崗岩類は、主として、花崗岩、閃緑岩から成るものであり、部分的には花崗斑岩や石英斑岩のところもある。

3 新生界

(1) 綴喜層群及び北但層群

いずれも新第三紀中新統であり、綴喜層群は綴喜郡宇治田原町の奥山田付近にのみ分布し、その組成は 礫岩、砂岩、凝灰岩質泥岩、砂礫岩などで構成されている。また、北但層群の分布域は、丹後半島及び京 丹後市峰山町から同市久美浜町の南方であって、その組成は、主として、礫岩、砂岩、溶岩、砕屑岩、流 紋岩などである。

(2) 大阪層群及び洪積層

新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に堆積した大阪層群及び第四紀洪積世の洪積層は、京都盆地や亀岡盆地の縁辺の山麓部に丘陵や段丘を形成する。大阪層群の組成は、主として、砂、粘土、礫であって未固結の状態であり、段丘層も砂、礫、粘土等で構成されている。また、北部地域の由良川、牧川、竹野川等の近辺にみられる段丘層の組成も砂、礫、粘土等である。

(3) 沖積層

盆地及び河川沿いの沖積平野に分布する沖積層は、砂礫、砂、粘土等から構成されている。また、砂丘では細粒、中粒、粗粒の砂が分布する。

第3 地盤

京都府内における地盤特性を見ると、大構造物が耐震的に不可能であるような極軟弱地盤が広範囲に及ぶ所はない。

また、地震工学的に見ると、京都盆地の南部低湿地域及び日本海側の河川河口部付近に軟弱地盤が見られる ものの、府域全体は概ね良好な地盤である。内陸部はほとんどが山地であり、安定した地盤となっているが、 人家の集まる河川流域では、周辺に比べると多少地震動を伝えやすい性質を持っている。

また、地震動による液状化に対する特性を見てみると、京都盆地において特に桂川、鴨川、宇治川の各河川の下流部及び合流点付近、また北部の舞鶴湾に注ぐ河川下流域や久美浜湾周辺地域では、液状化に注意を必要とする地盤となっている。

ここで、地形図、地質図、国土数値情報を用いて概略地盤タイプを設定し、地質調査報告書、公共施設の個別ボーリングデータから最も多く表れる層序のタイプを持つ代表的ボーリングデータを抽出し、メッシュ図面に地盤を分類すると次図の通りである。

<地盤分類図>

